

外国語科目の履修要領・教育課程表 （2010から2013年度入学者に適用）

		法 学 部	
		法 律 学 科	自 治 行 政 学 科
必修科目としての外国語		英語、韓国語、スペイン語、中国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、日本語から一外国語を選び、その外国語を4単位修得しなければならない。ただし、日本語については「日本語の履修方法」を参照のこと。 なお、卒業要件単位（4単位）を超える単位は卒業要件中の「自由選択科目」に算入する。	
選択科目としての外国語 (必修以外に外国語を履修した場合)		必修科目の外国語以外に、外国語を修得した場合、その単位は卒業要件中の「自由選択科目」に算入する。	
英語の履修方法	必修科目としての英語	必修科目の英語は、プレイスメントテストに基づいたクラス編成を行う。 原則として、前期と後期（Ⅰ・Ⅱ）は指定されたクラスの授業を履修しなければならない。 なお、プレイスメントテスト実施については「学修スタートガイド」を参照のこと。	
		1 年次では 英語(理解)Ⅰ（前） 英語(理解)Ⅱ（後） 英語(表現)Ⅰ（前） 英語(表現)Ⅱ（後） } 4 科目 計4単位を履修しなければならない。	
		再履修の方法 上記の授業科目を修得できなかった場合、英語 RE-Ⅰまたは英語 RE-Ⅱ（各1単位）を履修しなければならない。ただし、履修できる単位は英語の不足単位分のみであり、履修する年度で同一教員の同じ授業科目を複数履修できない（合格者の成績は、原則として「可」となる）。	
	選択科目としての英語	①「外国語科目教育課程表」の「対象学部・学科等」欄で「選択英語」と表記している科目である。修得した単位は「必修以外の外国語（選択英語）」として扱われる。 ②英語(留学生初習)A-Ⅰ・A-Ⅱ・B-Ⅰ・B-Ⅱは、「外国人留学生」及び「外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)」対象である。原則として英語(留学生初習)A-ⅠとA-Ⅱまたは英語(留学生初習)B-ⅠとB-Ⅱの組み合わせで2単位を履修しなければならない。	
英語以外の外国語の履修方法 (日本語を除く)		①英語以外の外国語は、韓国語、スペイン語、中国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語がある。 ②それぞれ初級AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡ、中級AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡ・CⅠ・CⅡ・DⅠ・DⅡ、上級AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡ・CⅠ・CⅡに分かれる。必修の外国語として選択した場合、必修4単位は初級4単位をもって充当する。 ③本学入学以前に初級程度以上の知識をもっている者は、中級および上級から計4単位でもよい。ただし、あらかじめ当該外国語の専任教員の許可を受けなければならない。 ④原則として、それぞれの科目は前期と後期（Ⅰ・Ⅱ）を通年で履修しなければならない。 ⑤学部・学科・クラス・ペアの指定がある科目は、その指定された授業を履修すること。ただし、当該外国語の専任教員の許可を得た場合、他の授業を履修することができる。 ⑥初級を修得して中級を履修する場合、原則として初級AⅠとAⅡまたは初級BⅠとBⅡの組み合わせで、2単位を修得しなければならない。ただし、スペイン語については、原則として初級AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡの全てを修得していなければ中級を履修することはできない。上記初級4単位のうち3単位を修得している場合は、未修得の初級1単位と中級の同時履修を認める。中国語については、初級AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡのうちいずれか2単位を修得していれば中級の履修を認める。	
日本語の履修方法		①日本語は「外国人留学生」及び、「外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）」対象の外国語である。履修には資格認定が必要であるので、必ずガイダンスに出席して履修の資格認定を受けなければならない。 ②日本語を必修の外国語とする場合、日本語AⅠ・AⅡ・BⅠ・BⅡ・CⅠ・CⅡ・DⅠ・DⅡ・EⅠ・EⅡ・FⅠ・FⅡ（各1単位）のうちから、計4単位を1年次に履修することが望ましい。 ③原則として、それぞれの科目は前期と後期（Ⅰ・Ⅱ）を通年で履修しなければならない。	